

## 2021年度（2022年3月31日現在）貸借対照表

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金及び預貯金	7,608	保険契約準備金	33,060
預貯金	7,608	支払備金	6,574
有価証券	26,020	責任準備金	26,486
国債	1,706	その他の負債	3,380
地方債	794	共同保険借	14
社債	18,615	再保険借	561
株式	4,783	外国再保険借	1
その他の証券	119	借入金	2,000
貸付金	1,969	未払法人税等	74
保険約款貸付	3	預り金	59
一般貸付	1,966	前受収益	2
有形固定資産	2,766	未払金	322
土地	1,731	仮受金	317
建物	883	リース債務	15
リース資産	12	資産除去債務	9
その他の有形固定資産	138	役員退職慰労引当金	257
無形固定資産	1,340	賞与引当金	98
ソフトウェア	934	特別法上の準備金	97
ソフトウェア仮勘定	397	価格変動準備金	97
リース資産	2	繰延税金負債	241
その他の無形固定資産	5	負債の部合計	37,137
その他の資産	3,008	(純資産の部)	
未収保険料	0	資本金	1,054
代理店貸	929	資本剰余金	703
共同保険貸	4	資本準備金	703
再保険貸	683	利益剰余金	3,177
外国再保険貸	0	利益準備金	350
未収金	797	その他利益剰余金	2,827
未収収益	15	(固定資産圧縮積立金)	(74)
預託金	81	(別途積立金)	(1,935)
仮払金	493	(繰越利益剰余金)	(817)
前払年金費用	47	株主資本合計	4,936
貸倒引当金	△39	その他有価証券評価差額金	647
		評価・換算差額等合計	647
		純資産の部合計	5,583
資産の部合計	42,721	負債及び純資産の部合計	42,721

- (注) 1. 保険料、支払備金及び責任準備金等の保険契約に関する会計処理については、保険業法等の法令等の定めによっております。
2. 有価証券の評価基準及び評価方法は次のとおりであります。  
(1)子会社株式の評価は、移動平均法に基づく原価法により行っております。  
(2)その他有価証券(市場価格のない株式等を除く。)の評価は、期末日の市場価格等に基づく時価法により行っております。  
なお、評価差額は全部純資産直入法により処理しております。また、売却原価の算定は移動平均法に基づいております。  
(3)その他有価証券のうち市場価格のない株式等の評価は、移動平均法に基づく原価法により行っております。
3. 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は定率法により行っております。  
ただし、1998年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法により行っております。
4. 無形固定資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却については、社内における利用可能期間(5年間)に基づく定額法によっております。
5. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産の減価償却については、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。
6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算は、外貨建取引等会計処理基準に準拠して行っております。
7. 貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に基づき、次のとおり計上しております。  
破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額等を控除し、その残額を計上しております。  
今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しております。  
上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しております。  
また、全ての債権は資産の自己査定基準に基づき、業務執行部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記を計上しております。
8. 退職給付引当金は従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。  
数理計算上の差異は、その発生した各期における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により翌期から費用処理しております。  
なお、当期末では、退職給付債務から未認識数理計算上の差異等を控除した金額を年金資産が超過する状態のため当該超過額を前払年金費用に計上しております。
9. 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
10. 賞与引当金は、従業員賞与に充てるため、期末における支給見込額を基準に算出しております。
11. 価格変動準備金は、株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき、計上しております。
12. 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。ただし、損害調査費、営業費及び一般管理費等の費用は税込方式によっております。

なお、資産にかかる控除対象外消費税等は仮払金に計上し、5年間で均等償却を行っております。

13. 会計上の見積りに関する事項は次のとおりであります。

(1) 繰延税金資産

繰延税金資産の回収可能性についての判断にあたり、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって会計上の見積りを行っております。

将来の事業計画に基づく課税所得については、主に以下の仮定に基づき策定しております。

- ・ 将来獲得する見込の契約を含む保険契約から発生する保険料収入
- ・ 保険金等の支払額見込（台風等の自然災害による影響を含みます。）

当該見積りは各事象の将来における状況変化等に影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

当事業年度の繰延税金資産の総額は5,037百万円であります。また、繰延税金資産から評価性引当額として控除した額は5,037百万円であります。

(2) 支払備金

保険契約に基づいて保険金の支払義務が発生した、または発生したと認められる保険金のうち、決算期末時点で未払いとなっている金額を支払備金として積み立てております。

支払備金は、既報告の普通支払備金（決算期末までに発生した保険事故で、保険金が未払いのものについて個別に支払見込額を見積り保険金支払いのために積み立てる準備金）と、未報告のI B N R備金（事故は発生しているものの、決算期末までに事故の報告を受けていないもので、統計的見積手法を用いて損害額を見積り保険金支払いのために積み立てる準備金）に分けられます。

普通支払備金は、決算期末日時点で利用可能な情報に基づき、事故査定等の方法により損害額を見積計上しております。具体的には、保険契約の補償内容と、過去の支払実績の傾向や法改正により損害額を、過去の類似事故事例や裁判例等を考慮し過失割合をそれぞれ仮定し将来の支払額を見積っております。

I B N R備金は、その最終損害額を主に統計的見積法（チェインラダー法等）により算出し、積立所要額を見積計上しております。具体的には、各保険種目・補償種目ごとに過去の保険金等の支払動向、内的及び外的環境変化の予測、並びにそれらを基にした見積り手法を選択し将来の支払額を見積っております。

当該見積りは各種要因の将来における状況変化等に影響を受ける可能性があり、実際に支払う保険金の額や支払備金の計上額が、当初の見積り額から変動することとなった場合、翌事業年度の計算書類において影響を与える可能性があります。

当事業年度の普通支払備金は5,150百万円、I B N R備金は1,423百万円であります。

14. 金融商品の状況に関する事項は次のとおりであります。

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、保険金や満期返戻金の支払いに備え、流動性の高い金融商品を確保するほか、効率的な資産運用及び収益の拡大を図ることを基本方針としております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社が保有する主な金融資産は、有価証券、貸付金であります。

有価証券の内訳は、主に債券、株式、投資信託であり、その他保有目的及び純投資目的で保有しております。これらは発行体の信用リスク、金利リスク、価格変動リ

スク及び為替リスクに晒されております。

貸付金は、主に沖縄県内の法人及び個人に対するものであり、これらは信用リスクに晒されております。

### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

#### ① 信用リスクの管理

信用リスクについては、当社の信用リスク管理規程に基づいて管理しており、有価証券の信用リスクは、格付等の信用情報や時価の把握を定期的に行なっております。

貸付金の信用リスクは、社内信用格付及び資産の自己査定規程に従い、与信先の個別案件毎に財務諸表分析・実態把握を行うなど、与信管理体制を構築しております。

これらの与信管理状況については、資産運用リスク管理委員会、常務会及び取締役会へ定例報告を行なっております。

#### ② 市場リスクの管理

##### ア 金利リスクの管理

金利リスクについては、当社の市場関連リスク管理規程に基づいて管理しており、経理総務部は日常的に市場動向を把握し、BPV法による影響額を資産運用リスク管理委員会へ定期報告を行なっております。

##### イ 価格変動リスクの管理

価格変動リスクについては、当社の市場関連リスク管理規程に基づいて管理しており、有価証券の保有については、資産運用規程及び運用計画に従い行なっております。

経理総務部では、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。これらの情報については、資産運用リスク管理委員会、常務会及び取締役会へ定例報告を行なっております。

##### ウ 為替リスクの管理

為替リスクについては、当社の市場関連リスク管理規程に基づいて管理しており、経理総務部は日常的に為替動向を把握し、為替変動による影響額を資産運用リスク管理委員会へ定期報告を行なっております。

### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項は次のとおりであります。

2022年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額、レベルごとの時価は、次のとおりであります。

なお、市場価格のない株式等及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号2019年7月4日。以下、「時価算定適用指針」という。）第27項に従い経過措置を適用した組合出資金等は、次表に含まれておりません。

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価  
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベ

ルに時価を分類しております。

(1)時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	貸借対照表計上額(*1)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券 その他有価証券	3,037	20,519	598	24,154
資産計	3,037	20,519	598	24,154
負債計	—	—	—	—

(\*1)時価算定適用指針第26項に従い経過措置を適用した投資信託は上表には含めておりません。貸借対照表における当該投資信託の保有はありません。

(2)時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

現金及び預貯金は、主に短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

(単位：百万円)

区分	時価				貸借 対照表 計上額	差額
	レベル1	レベル2	レベル3	合計		
貸付金(*1)	—	—	2,007	2,007	1,966	41
資産計	—	—	2,007	2,007	1,966	41
長期借入金	—	2,041	—	2,041	2,000	41
負債計	—	2,041	—	2,041	2,000	41

(\*1)貸付金に対応する一般貸倒引当金を控除しております。

(注1)時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

有価証券

活発な市場における相場価格を使用できるものはレベル1の時価に分類しております。公表された相場価格を使用していたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。

相場価格が入手できない場合には、割引現在価値法のモデルで算定された価格を時価としております。当該評価技法には、イールドカーブ、クレジットスプレッド、類似銘柄の取引実勢値等のインプットを使用しております。

また、観察できないインプットによる影響が重要な場合はレベル3の時価に分類しております。

貸付金

変動金利貸付については、市場金利の変動が短期間で将来キャッシュ・フローに反映されることから、時価は帳簿価額に近似していると考えられるため、貸付先の信用状況が実行後大きく変わっていない限り、当該帳簿価額を時価とし、レベル3の時価に分類しております。

固定金利貸付については、割引現在価値法等のモデルで算定された価格を時価としております。これらの評価技法には、長期プライムレート、クレジットスプレッド等のインプットを使用しており、レベル3の時価に分類しております。

破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する貸付金については、直接減額前の帳簿価額から貸倒見積高を控除した額が時価と近似しているため当該価額を時価とし、レベル3の時価に分類しております。

## 長期借入金

割引現在価値法のモデルで算定された価格を時価としております。当該評価技法には、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率等のインプットを使用しており、レベル2の時価に分類しております。

(注2)時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債のうちレベル3の時価に関する情報

(1)重要な観察できないインプットに関する定量的情報

区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲
有価証券	割引現在価値法	割引率	0.24%－0.81%

(2)期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益

(単位：百万円)

区分	期首残高	レベル3の時価への振替(*1、*2)	レベル3の時価からの振替(*1、*3)	当期の損益に計上(*4)	評価・換算差額等に計上(*5)	購入、売却、発行及び決済の純額	期末残高	当期の損益に計上した額のうち期末において保有する金融資産の評価損益(*4)
有価証券								
其他有価証券	598	－	－	－	1	▲1	598	－

(\*1)レベル間の振替は期首時点で認識することとしております。

(\*2)レベル2の時価からレベル3の時価への振替であり、時価の算定に係るインプットが観察できなくなったことによるものであります。

(\*3)レベル3の時価からレベル2の時価への振替であり、時価の算定に係るインプットが観察可能となったことによるものであります。

(\*4)期末損益計算書の「資産運用収益」及び「資産運用費用」に含まれます。

(\*5)「其他有価証券評価差額金」に含まれております。

(注3)市場価格のない株式等及び組合等への出資の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している計表中の「有価証券」に含まれておりません。

(単位：百万円)

区分	貸借対照表計上額
市場価格のない株式等(*1)	1,745
組合出資金等(*2)	119
合計	1,865

(\*1)市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれ、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」第5項に従い、時価開示の対象とはしておりません。

(\*2)組合出資金等は、主に国内投資事業組合であります。これは時価算定適用指針第27項に従い、時価開示の対象とはしておりません。

15. 保険業法に基づく債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸付条件緩和債権は以下のとおりであります。

(1)破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当するものではありません。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

(2) 危険債権に該当するものではありません。

なお、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しない債権であります。

(3) 三月以上延滞債権に該当するものではありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している貸付金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

(4) 貸付条件緩和債権に該当するものではありません。

なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

(表示方法の変更)

「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(2020年1月24日内閣府令第3号)が2022年3月31日から施行されたことに伴い、保険業法の「リスク管理債権」の区分等を、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権の区分等に合わせて表示しております。

16. 有形固定資産の減価償却累計額は3,316百万円、圧縮記帳額は554百万円であります。
17. 関係会社に対する金銭債務総額は14百万円であります。
18. 貸借対照表に計上したその他の有形固定資産のほか、パソコン、複写機等の一部についてはリース契約により使用しております。
19. 関係会社株式の額は240百万円であります。
20. 退職給付に関する事項は次のとおりであります。

(1) 退職給付債務及びその内訳

退職給付債務	△1,620百万円
年金資産	1,730百万円
未積立退職給付債務	109百万円
未認識数理計算上の差異	△62百万円
前払年金費用	47百万円

(2) 退職給付債務等の計算基礎

退職給付見込額の期間配分方法	給付算定式基準
割引率	0.51%
期待運用収益率	0.68%
数理計算上の差異の処理年数	12年

21. 繰延税金資産の総額は5,037百万円、繰延税金負債の総額は241百万円であります。また、繰延税金資産から評価性引当額として控除した額は5,037百万円であります。繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳は、責任準備金3,625百万円、支払備金322百万円、有価証券評価損否認116百万円、ソフトウェア325百万円、繰越欠損金457百万円あります。繰延税金負債の発生の主な原因は、その他有価証券に係る評価差額金183百万円あります。

22. 支払備金の内訳は次のとおりであります。

支払備金(出再支払備金控除前、(ロ)に掲げる保険を除く)	6,645	百万円
同上にかかる出再支払備金	501	百万円
差引(イ)	6,144	百万円
地震保険及び自動車損害賠償責任保険にかかる支払備金(ロ)	430	百万円
計(イ+ロ)	6,574	百万円

23. 責任準備金の内訳は次のとおりであります。
- |                     |        |     |
|---------------------|--------|-----|
| 普通責任準備金（出再責任準備金控除前） | 11,660 | 百万円 |
| 同上にかかる出再責任準備金       | 247    | 百万円 |
| 差引(イ)               | 11,412 | 百万円 |
| その他の責任準備金(ロ)        | 15,073 | 百万円 |
| 計(イ+ロ)              | 26,486 | 百万円 |
24. 1株当たりの純資産の額は4,891円69銭であります。  
算定上の基礎である純資産の額は5,583百万円、普通株式の期末株式数は1,141千株であります。
25. 28.を除き、当事業年度末日後に、翌事業年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象は生じておりません。
26. 上記における子会社の定義は会社計算規則第2条に基づいております。
27. 「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号2019年7月4日。以下、「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる期末計算書類等に与える影響は軽微です。
28. 当社は、2021年11月30日開催の取締役会において、当社を存続会社、当社の100%子会社である大同火災損害調査株式会社（以下「大同損調社」という。）を消滅会社とする吸収合併を行うことを決議し、2022年4月1日付で合併を行いました。
- (1)合併の目的  
経営リソースの集中を行うことでより迅速かつ適正な損害調査を実現するとともに、将来の自動車事故の減少等を見据えた効率化およびコスト削減を行うことを目的としております。
- (2)合併の日程  
合併決議承認取締役会 2021年11月30日  
合併契約締結日 2021年11月30日  
合併期日（効力発生日） 2022年4月1日  
（注）本合併は、当社においては会社法第796条第2項に定める簡易合併であり、大同損調社においては会社法第784条第1項に定める略式合併であるため、当社及び大同損調社において合併契約の承認に関する株主総会を開催することなく行います。
- (3)合併の方式  
当社を存続会社とする吸収合併方式で、合併後、大同損調社は解散いたします。
- (4)被合併法人の概要  
2022年3月期  
事業内容 各種損害保険事故の損害調査等  
当期純損失 9百万円  
総資産 74百万円  
純資産 47百万円
- (5)合併後の状況  
本合併による当社の商号、本店所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金及び決算期に変更はありません。
- (6)会計処理の概要  
本合併は、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号2019年1月16日）及び「企業結合会計基準事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号2019年1月16日）に基づき、共通支配下の取引として処理いたします。
29. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

2021年度 ( 2021年4月1日から  
2022年3月31日まで ) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	17,048
保険引受収益	16,697
正味収入	16,565
積立保険料	26
積立保険料等運用益	104
為替差益	0
資産運用収益	296
利息及び配当金収入	338
有価証券売却益	48
その他の運用収益	14
積立保険料等運用益振替	△ 104
その他の経常収益	55
その他の経常収益	55
経常費用	16,092
保険引受費用	11,654
正味支払保険金	6,977
損害調査費	694
諸手数料及び集金費	3,178
満期返戻金	164
支払備金繰入額	431
責任準備金繰入額	189
その他の保険引受費用	18
資産運用費用	20
有価証券売却損	12
その他の運用費用	8
営業費及び一般管理費	4,392
その他の経常費用	25
支払利息	23
貸倒引当金繰入額	0
その他の経常費用	0
経常利益	956
特別利益	7
固定資産処分益	2
その他の特別利益	4
特別損失	10
固定資産処分損	0
特別法上の準備金繰入額	10
価格変動準備金繰入額	10
税法引前当期純利益	953
法人税及び住民税	197
法人税等調整額	△ 5
法人税等合計	192
当期純利益	760

(注) 1. 関係会社との取引による収益総額は 17 百万円、費用総額は 548 百万円であります。

2. (1) 正味収入保険料の内訳は次のとおりであります。

収入保険料	19,399	百万円
支払再保険料	2,834	百万円
差引	16,565	百万円

(2) 正味支払保険金の内訳は次のとおりであります。

支払保険金	9,575	百万円
回収再保険金	2,597	百万円
差引	6,977	百万円

(3) 諸手数料及び集金費の内訳は次のとおりであります。

支払諸手数料及び集金費	3,592	百万円
出再保険手数料	413	百万円
差引	3,178	百万円

(4) 支払備金繰入額（△は支払備金戻入額）の内訳は次のとおりであります。

支払備金繰入額（出再支払備金控除前、(ロ)に掲げる保険を除く）	591	百万円
同上にかかる出再支払備金繰入額	162	百万円
差引（イ）	428	百万円
地震保険及び自動車損害賠償責任保険にかかる支払備金繰入額（ロ）	2	百万円
計（イ+ロ）	431	百万円

(5) 責任準備金繰入額（△は責任準備金戻入額）の内訳は次のとおりであります。

普通責任準備金繰入額（出再責任準備金控除前）	△799	百万円
同上にかかる出再責任準備金繰入額	0	百万円
差引（イ）	△800	百万円
その他の責任準備金繰入額（ロ）	990	百万円
計（イ+ロ）	189	百万円

(6) 利息及び配当金収入の内訳は次のとおりであります。

預貯金利息	0	百万円
有価証券利息・配当金	214	百万円
貸付金利息	21	百万円
不動産賃貸料	102	百万円
その他利息・配当金	0	百万円
計	338	百万円

3. 損害調査費、営業費及び一般管理費に計上した退職給付費用は 111 百万円であり、その内訳は次のとおりであります。

勤 務 費 用	114 百万円
利 息 費 用	5 百万円
期 待 運 用 収 益	△11 百万円
数 理 計 算 上 の 差 異 の 費 用 処 理 額	3 百万円
<hr/>	
計	111 百万円

4. 当期における法定実効税率は 27.4%、税効果会計適用後の法人税等の負担率は 20.2% であり、この差異の主要な内訳は受取配当等の益金不算入額△1.7%、交際費等の損金不算入額 0.6%、法人住民税均等割額 0.7%、評価性引当額の増加額△6.9%であります。

5. 1 株当たりの当期純利益は 666 円 03 銭であります。  
算定上の基礎である当期純利益は 760 百万円であり、その全額が普通株式に係るものであります。また、普通株式の期中平均株式数は 1,141 千株であります。

6. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。